

「令和5年度物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業運営業務委託業務」公募実施要領

1. 事業の概要

(1) 目的

本事業は、光熱水費・食料品費等の価格高騰による介護サービス施設・事業所及び障害福祉サービス施設・事業所の利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている施設が継続的・安定的にサービスを提供できるよう給付金を支給するものである。令和5年度神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付要綱(案)に基づいて事業を実施するにあたって、民間事業者のノウハウ等を活用し、多数かつ多岐にわたる業務の迅速かつ適正な執行を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託料

上限 13,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約期間終了後、成果物の検査終了後に一般支払いする。

(4) 契約期間

契約締結日～令和6年3月31日

※本募集は、令和5年5月神戸市補正予算の成立を前提に行うものであり、予算編成の状況によっては本募集に基づく契約を締結しないことがあります。

2. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- (7) 本事業の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。
- (8) 期限までに所定の提出物を全て提出していること。

3. 提出物

以下、全て電子データ（E-mail）により提出すること。

(1) 参加表明書（様式1号）

(2) 企画提案書（様式2号）

(3) 会社概要

- ・地元事業者（企業、一般社団法人、社会福祉法人など）で、本社・本部機能を市内に有する事業者該当する場合は、根拠として登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書等の写しを提出すること。

- ・準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業）に該当する場合は、根拠としてその事実が分かる資料（会社パンフレット等）を提出すること。

(4) 事業費見積書（様式は任意、税込みの金額を記載すること）

4. 提出期限及び質問

(1) 提出期限

- ・ 質問（様式3号）受付期限 令和5年5月26日（金）17:00 必着

- ・ 参加表明書（様式1号）提出期限 令和5年6月1日（木）17:00 必着

- ・ 上記以外の提出物 提出期限 令和5年6月7日（水）17:00 必着

(2) 質問及び回答

- ・ 質問がある場合は質問書（様式3号）に必要な事項を記載し、E-mailで送付すること（電話、FAX等による質問の受付は行わない）。

- ・ E-mailで質問を送付する場合は、必ずタイトルを「(法人名)物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業運営業務委託業務に関する質問」と明記すること。

- ・ 質問に対する回答は神戸市ホームページに掲載する（5月30日（火）掲載予定）。

5. 提出先・問い合わせ

「3. 提出物」及び質問書（様式3号）については、上記4に定める期限までに下記アドレスにメール送付すること。

※メールの受信確認までを期限内に応募者の責任で行ってください。容量オーバーやメール送受信のトラブル等によりメールが届かなかった場合においても、期限後の提出は一切受け付けません。

【提出先・問い合わせ】

神戸市福祉局介護保険課 担当：竹野・奥澤

E-mail：kobekaigohokenka@office.city.kobe.lg.jp

※本メールアドレスの受信容量は5MBまで。送付資料の容量が5MBを超える場合は、複数に分けるなどして提出してください。

6. 選定方法

(1) 審査方法

選定委員会を設置し、提出物の書面審査により応募者の受託適性、提案内容及び事業費などを総合的に勘案し、評価を行う。なお、必要に応じて追加書類の提出依頼、電話・メールによるヒアリング等行うことがある。

(2) 評価基準・配点

- A：事業の理解（10点）
- B：業務執行体制（20点）
- C：業務運営・電子申請の機能（30点）
- D：類似業務の実績（10点）
- E：地元企業（10点）
- F：事業費（20点）

*地元企業の配点は市内に本店がある場合10点、市内に支店等がある場合5点とする。

(3) 選考結果の通知

選考結果決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。

7. スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年5月18日（木） |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和5年6月1日（木）17：00 必着 |
| (3) 提案書等の提出期限 | 令和5年6月7日（水）17：00 必着 |
| (4) 書面審査・結果通知 | 令和5年6月上旬頃 |
| (5) 契約締結・事業開始 | 令和5年6月中旬頃 |

8. 特記事項

- (1) 本募集は、令和5年度5月神戸市補正予算の成立を前提に行うものであり、予算編成の状況によっては本募集に基づく契約を締結しないことがある。
- (2) 提案書の作成、提出、その他当該公募の応募に関する費用は、すべて提案者負担とする。
- (3) 提出後の修正・変更は、一切受け付けない。
- (4) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 評価方法や評価結果に関する不服申し立てなど、選定に関する問い合わせについては、一切受け付けない。
- (7) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (8) 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- (9) 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。